

広島県公共建築工事積算基準
(令和5年改定)

令和5年9月

1 目的

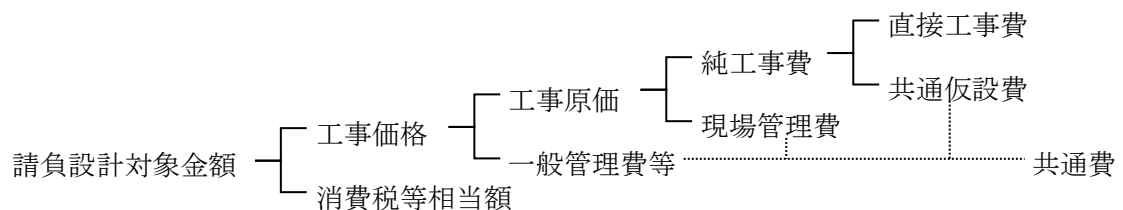
この要領は、広島県土木建築局営繕課が所掌する営繕工事を請負施工させる場合に必要となる請負対象設計金額の算定方法を定め、事務の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

2 工事費の種別及び区分

工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

3 工事費の構成

工事費の構成は、次のとおりとする。



4 工事内訳書

請負対象設計金額の算定根拠となる資料として工事内訳書を作成する。その作成にあたっては次の各号によること。

(1) 根拠等

工事内訳書の記載は「公共建築工事内訳書標準書式」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)によるとともに、数量は設計数量に基づき、建築工事については「公共建築数量積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)及び同解説、設備工事については「公共建築設備数量積算基準」及び同解説の定める方法により算定する。

(2) 用紙及び形態

工事内訳書は、次の様式により構成するものとする。なお、編綴の順序は様式番号順とし、大きさはA4版とする。

ア 表紙	様式1号
イ 工事概要	様式2号
ウ 工事内訳書	様式3号
エ 種目別内訳書	様式4号

オ	科目別内訳書	様式5号
カ	中科目別内訳書	様式6号
キ	内訳明細書	様式7号
ク	別紙明細書	様式8号
ケ	共通費算定書	様式9号
コ	代価表一覧	様式10号
サ	代価表	様式11号

(3) 名称等

科目名称、細目名称及び適用名称には商品名等固有名詞を用いないものとし、次の各号の名称を使用するものとする。なお、アの名称を用いる場合には記載の順序もそれに従うこととし、各号の優先順序は番号順とする。

- ア 「営繕工事積算資料」(広島県)に掲載されている名称
- イ 「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(電気設備工事編)(機械設備工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)、「建築工事施工監理指針」(同)、「電気設備工事施工監理指針」(同)、「機械設備工事施工監理指針」(同)に用いられている名称
- ウ 「建設物価」(建設物価調査会)、「積算資料」(経済調査会)等に掲載されている名称
- エ 上記以外のもので意味の明確なもの(図面と照合してその内容を特定できるものを含む。)

(4) 工事内訳書の計算過程における有効桁数

- ア 内訳明細書に記載する単価は10円未満については小数点第3位を、10円以上100円未満については小数点第1位を、100円以上1万円未満については1の位を、1万円以上10万円未満については10の位を、10万円以上については100の位を四捨五入する。
- イ 内訳書明細書における数量と単価の積である金額は小数点第1位を切り捨てる。
- ウ 工事価格は、100円の位以下を切り捨てた金額になるように一般管理費等を調整する。

5 直接工事費

直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。

(1) 算定の方法

算定の方法は、次による。

- ア 材料価格及び機器類価格(「材料価格等」という。)に個別の数量を乗じて算定する。
- イ 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を

乗じて算定する。

ウ ア又はイによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。

(2) 単価及び価格

算定の方法に用いる単価及び価格については、「公共建築工事標準単価積算基準」による。

(3) 数量

算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)、電気設備工事及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)による。

6 共通費

共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、「広島県公共建築工事共通費積算基準」の定めによる。

(1) 共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

(2) 現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる。

7 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

8 設計変更における工事費

設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、原則として当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

9 再資源化に要する費用等について

再資源化に要する費用等については、解体工事については解体処分費と共に、新築工事等に要する費用等は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設

リサイクル法」という。)の対象建設工事について、それぞれ種目別内訳書に直接工事費を一式として明示すること。ただし、新築工事等において共通費に含む端材等の処理に関する費用のみの工事は0円と明示する。また、それぞれ詳細については、内訳明細書に記入すること。